

三世代同居支援型 (三世代同居のための改修工事)

補助金額	補助対象経費の50%(上限75万円) ※ただし、世帯の構成員に3人以上の18歳未満の子どもがいる世帯は85万円を上限とする。
世帯要件	18歳未満の子どもを含む三世代以上で構成される世帯 ※出産や転居等により申請日以降に三世代同居世帯となる予定である世帯を含む
住宅要件	豊後高田市内にあり、既存住宅で行う工事(既存住宅を購入する場合を含む。) 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建ての木造住宅にあつては、本事業におけるリフォーム完了後までに耐震性を有するものとする。
工事要件	次の第1号を満たす工事(あわせて行う第2号から第7号までの工事を含む。)。この場合において、当該工事に係る調査及び設計を含む。 (1)三世代が同居するために行う以下の要件を満たす補助対象工事費の合計が30万円以上の ①玄関(※)、②トイレ、③浴室(脱衣室を含む)、④キッチン、の4つの部位のうち1部位以上を改修または増設(改修による増設及び増築による増設)する工事 ※「玄関」とは建物の外部から世帯内外の人が建物内の主要な室に出入りできる部位をいう。 (2)世帯を区切るために間仕切り壁やドアを設置(移設を含む)する工事 (3)その他市長が認める改修工事 (4)高齢者バリアフリー型の対象となる工事(ただし、高齢者世帯で、かつ、世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満(高齢者と高齢者以外(18歳未満の世帯員を除く)からなる世帯の所得においては、公的年金を除く。))の世帯が行う場合に限る) (5)子育て支援型の対象となる工事(ただし、子育て世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満の世帯が行う場合に限る) (6)省エネ改修工事 (7)宅内配管設備工事((1)に伴う工事及び合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。)
施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 (1)豊後高田市内に事業所を有する法人 (2)豊後高田市内に住民票がある個人